

秋田県小学生バレーボール連盟加盟細則

(目的)

第1条 この規則は、秋田県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）規約第19条の規定に基づき、県小連に加盟する団体（以下「チーム」という。）の登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(県小連への加盟資格)

第2条 県小連に加盟するチームおよび登録構成員は、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「JVA」という。）に登録されていないなければならない。

- 2 県小連に加盟するチームは、選手およびベンチ役員（以下「登録構成員」という。）により構成される。
- 3 県小連に加盟するチームの選手は、都道府県の国・公・私立小学校に在籍し、加盟しようとする年の4月1日現在12歳未満とする。
- 4 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 5 過去に、県小連および日小連のいずれから永久追放の処分がなされた者は、県小連に加盟登録することはできない。

(JVAの登録手続き上の注意)

第3条 JVAの登録は、チームの代表者がチームおよび登録構成員の登録手続きを済ませ、当該登録料を支払った日から、その効力を生ずる。

- 2 チームの代表者は、登録構成員のチーム加入登録時に、JVA-MRSのIDおよびパスワードを当該登録構成員またはその保護者に必ず知らせなければならない。
- 3 チームの代表者は、登録構成員またはその保護者から移籍や脱退の申し出があった場合、迅速にJVA-MRSの登録手続きを行わなければならない、その手続きを妨げる行為をしてはならない。
- 4 JVAへの選手登録は、小学生のカテゴリー内において一人一団体とし、二重登録および虚偽の登録等不正な行為をしてはならない。
- 5 居住する都道府県以外で、MRS登録をする場合は、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行い、指定の用紙に必要事項を記入し、双方（二都道府県）の理事長に届出・報告を行わなければならない。

(県小連への加盟等の手続き)

第4条 県小連に加盟するチームは、JVAへの登録手続き完了後、県小連への加盟手続きを行うとともに、登録料を毎年4月30日まで納付しなければならない。なお、納付要領は別に定める。

- 2 県小連の加盟にかかる登録料は、一団体 **13,000円**（うち秋田県バレーボール協会負担金は2,000円）とする。なお、登録料の金額を変更しようとする場合は、常任理事会の議決により決定するものとする。
- 3 県小連の加盟等の手続きにかかる注意事項は、別記に掲げるとおりとする。

(移籍)

第5条 移籍しようとする場合は、別記に掲げる手続きによらなければならない。

- 2 チームの代表者は、選手の移籍にかかる手続きにあたり、良心と責任を持って手続きする義務を負う。
- 3 移籍とは、年度及び居住地を問わず、所属登録しているチームを脱退し、新たに別のチームに加入することをいう。(新年度に、前年度登録したチームと異なるチームに登録する場合を含む。)
- 4 移籍に伴いその手続きに不備や不正がある場合は、県小連の倫理規程に基づき、当該チームまたは関係者に対し、処分を科したり、指導・助言することがある。
- 5 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

(競技会等への参加)

第6条 チームおよび当該登録構成員として、JVA-MRSの登録および県小連への加盟登録されていない者、かつ宣誓書の提出されていない者は、県小連が主催、共催または主管する大会、交流大会およびそれらにつながる地区小連予選会に参加することができない。

- 2 他チームからの移籍選手は、同一大会期間中(地区予選から県予選・本大会)においては、チームの構成員として承認されても、当該大会に出場することはできない。ただし、新規登録選手は、同一大会期間中(地区予選から県予選・本大会)においても、登録選手が12名に満たないチームの場合、当該大会に出場することができる。なお、各競技会等への参加は、当該開催要項によるものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月3日から施行する。(全面改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正)

この規則は、令和6年4月6日から施行する。(一部改正)

別記

加盟等の手続きに係る注意事項

加盟登録に係る注意事項については、次のとおりとする。なお、手続きにあたっては、二重登録や虚偽の内容を登録するなどの不正行為、または県内外を問わず移籍の未報告など、正当な手続きを経ずに登録した場合は、倫理規程の定めるところにより、処分されることがある。

1 加盟等の手続きに係る様式

- ・「加盟団体・指導者等登録届」・・・以下「別記様式1」
- ・「選手脱退届」・・・・・・・・・・以下「別記様式2」
- ・「選手移籍登録報告書」・・・・・・・・以下「別記様式3」
- ・JVA-MRS様式「チーム加入選手一覧」
- ・日小連様式「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」

2 県小連への新規および追加登録上の手続き（年度毎）

県小連へ毎年度において、チーム及び登録構成員の加盟登録および追加登録は次のとおりとする。

(1) 所属チームの手続き

チームの代表者は、JVA登録後の毎年4月30日までに、「別紙様式1」に、JVAへの登録手続き時に入力を終えたJVA-MRS様式「チーム加入選手一覧」の写しを添付し、県内各地区小学生バレーボール連盟（以下「地区小連」という。）に提出すること。

(2) 地区小連の手続き

地区小連は、各チーム代表者から提出された前記「別紙様式1」およびJVA-MRS様式「チーム加入選手一覧」をとりまとめ、地区小連会長および理事長が確認月日を記入のうえ、県小連に提出すること。

(3) 県小連の取り扱い

県小連は、地区小連からとりまとめられた「別紙様式1」およびJVA-MRS様式「チーム加入選手一覧」を受理し、県小連会長および理事長が確認月日を記入のうえ、保管する。

3 県内チーム間の移籍手続き

本県小連のチームから本県小連のチームへの移籍手続きは、次のとおりとする。

(1) 所属チームの手続き

- ① 該当する選手の保護者は、「別記様式2」届出者欄に必要事項を記載し、所属チームの代表者または指導者に提出すること。
- ② 所属チームの代表または指導者は、前記「別記様式2」届出団体欄必要事項を記入のうえ、移籍先チームの代表者または指導者へ提出すること。

(2) 移籍先チームの手続き

- ① 移籍先チームの代表または指導者は、前記「別記様式2」を受理後、「別記様式

3」に必要事項を記入のうえ、当該「別記様式2」とともに地区小連に提出すること。

② 「別記様式3」において、移籍先チームの代表者または指導者が、届出者となる。

(3) 地区小連の手続き

地区小連は、移籍先チームの代表者または指導者から前記「別記様式2および3」を受領し、地区小連会長および理事長は、署名および確認月日を記入のうえ、県小連に提出すること。

(4) 県小連の取り扱い

県小連会長は、地区小連から前記「別紙様式2および3」を受領し、移籍内容及びJVA-MRSの登録状況を確認し、県小連会長および理事長は、確認月日を記入のうえ、保管する。

4 他県チームからの移籍手続き（他都道府県からの新規登録を含む）

他都道府県に在住している選手が、本県小連チームへ移籍する、または、新規登録する場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 移籍先チームの手続き

① 移籍先チームの代表または指導者は、必要事項を記載するとともに署名捺印した、日小連様式「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」を2部作成し、旧所属チームおよび移籍先チームが所属する両都道府県小連理事長に送付のうえ報告すること。

(2) 県小連の取り扱い

① 県小連理事長は、前記「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」を受領し、移籍内容及びJVA-MRSの登録状況を確認する。

② 県小連理事長は、当該チームが所属する地区小連の理事長に、当該「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」の写しを送付する。

(3) 登録選手数およびコート内出場選手の制限

県小連が開催する競技会等では、他の都道府県から移籍した選手（他県からの新規登録含む）の当該競技会へ出場する登録選手数および各ゲームにおいて同時にコートに入ることができる選手数を制限する。ただし、前年度から継続して登録している選手は制限の対象とはならない。

5 他県チームへの移籍手続き

本県在住の選手が、他都道府県小連加盟のチームへ移籍する場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 所属チームの手続き

① 該当する選手の保護者は、「別記様式2」届出者欄に必要事項を記載し、所属チームの代表者または指導者に提出すること。

② 所属チームの代表または指導者は、前記「別記様式2」届出団体欄に必要事項を記入のうえ、地区小連に提出すること。

(2) 地区小連の手続き

地区小連は、移籍先チームの代表者または指導者から、前記「別記様式2」を受

理し、当該地区小連会長および理事長は、署名および確認月日を記入のうえ、県小連に提出すること。

(3) 県小連の取り扱い

県小連は、地区小連から「別記様式2」を受理し、県小連会長及び理事長は移籍内容及びJVA-MRSの登録状況を確認し、確認月日を記入のうえ、保管する。

6 チームの合併

年度途中でのチームの合併は、認めない。(新年度における合併チームの登録は、新規扱いとなる)ただし、学校の統廃合および選手の減少でチームが構成できない場合には、救済措置として合併を認めるものとし、当該手続きは、次のとおりとする。

(1) チーム合併の手続き

- ① チームの合併は、規模の大小にかかわらず移籍の定義に合致することから、その取り扱いおよび手続きは、「3 県内チーム間の移籍手続き」の例による。
- ② 当該手続きに伴う提出様式については、一覧表の添付を認める。

(2) その他

チームの合併にあたっては、双方チームの指導者および選手の全保護者の同意を得ることを前提とする。

7 無届の移籍または不備、不正が認められる移籍登録

県小連へ、無届けのまま、JVA-MRSの登録を行い、または諸届出において不備、不正が認められる状態で、県小連が主催若しくは主管する大会(以下「競技会等」という。)に出場または出場しようとした場合、当該選手の出場は認めない。

仮に、上記の状態で開催等の試合が実施された場合、当該試合は無効とし対戦相手チームの勝利とする。

また、県小連の倫理規程に基づき、当該関係者等を処分することがある。